

1. 様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和8年6月24日

八 戸 市 長 殿



提出者

住 所 八戸市内丸一丁目1-1

氏 名 八戸市長 熊 谷 雄 一（公印省略）

電話番号 0178-43-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	八戸市 都市整備部 下水道事務所 下水道施設課
事業場の所在地	八戸市江陽三丁目1-111 TEL:0178-44-8254
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	下水道業 [363]
② 事業の規模	汚水処理能力 45,100 m ³ /日
③ 従業員数	21人（下水道施設課）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥：自己処理→発酵（中間処理）→肥料 →焼成（中間処理）→セメント原料 →焼却（中間処理）→焼成（中間処理）→セメント原料 →埋立（最終処分） 汚泥（脱硫剤）：管理型埋立（最終処分） 廃プラスチック：焼却（中間処理）→埋立（最終処分） 金属くず：破碎（中間処理）→埋立（最終処分） 廃油：焼却（中間処理）→埋立（最終処分） 別紙「東部終末処理場 廃棄物処理フロー」参照

（日本工業規格A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

八戸市長・下水道管理者（排出事業者）

└─ 都市整備部 下水道事務所 下水道施設課(下水道事業) ─ 包括委託業者(維持管理業務)

└─ 下水道施設課長

└─ 施設管理GL

└─ 施設管理G 担当者 ─ 中間処理業者（発酵、焼却、焼成、破碎）

└─ 最終処分業者（埋立）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	別紙のとおり	—
	(これまでに実施した取組)		
	・ 汚泥処理工程において、適正な薬剤の添加、汚泥性状に応じた薬注率の調整等により脱水汚泥の含水率を低減し、排出量を抑制した 別紙「産業廃棄物処理計画書（令和8年度）別紙」参照		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	別紙のとおり	—
	(今後実施する予定の取組)		
	・ これまでの取組を継続し、産業廃棄物の排出量を抑制する ・ 脱水汚泥の有効利用方法について検討する 別紙「産業廃棄物処理計画書（令和8年度）別紙」参照		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃プラスチック、金属くずの廃棄場所を分けし、搬出の際、容易に分別できるようにしている ・ その他の廃棄物は排出場所が異なるため混合することはない
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ これまでの取組を継続し、混合廃棄物の発生を抑制し、再資源化を推進する

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙のとおり	—
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙のとおり	—
	(今後実施する予定の取組)		

・ 適正な運転管理による汚泥の減容化を図る
別紙「産業廃棄物処理計画書（令和8年度）別紙」参照

・ 適正な運転管理による汚泥の減容化を図る
別紙「産業廃棄物処理計画書（令和8年度）別紙」参照

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全処理委託量	別紙のとおり	—
	優良認定処理業者への 処理委託量	—	—
	再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり	—
	認定熱回収業者への 処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
	- 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の視察の実施 - 可能な限り再生利用業者に処理を委託 別紙「産業廃棄物処理計画書（令和8年度）別紙」参照		

(第 5 面)

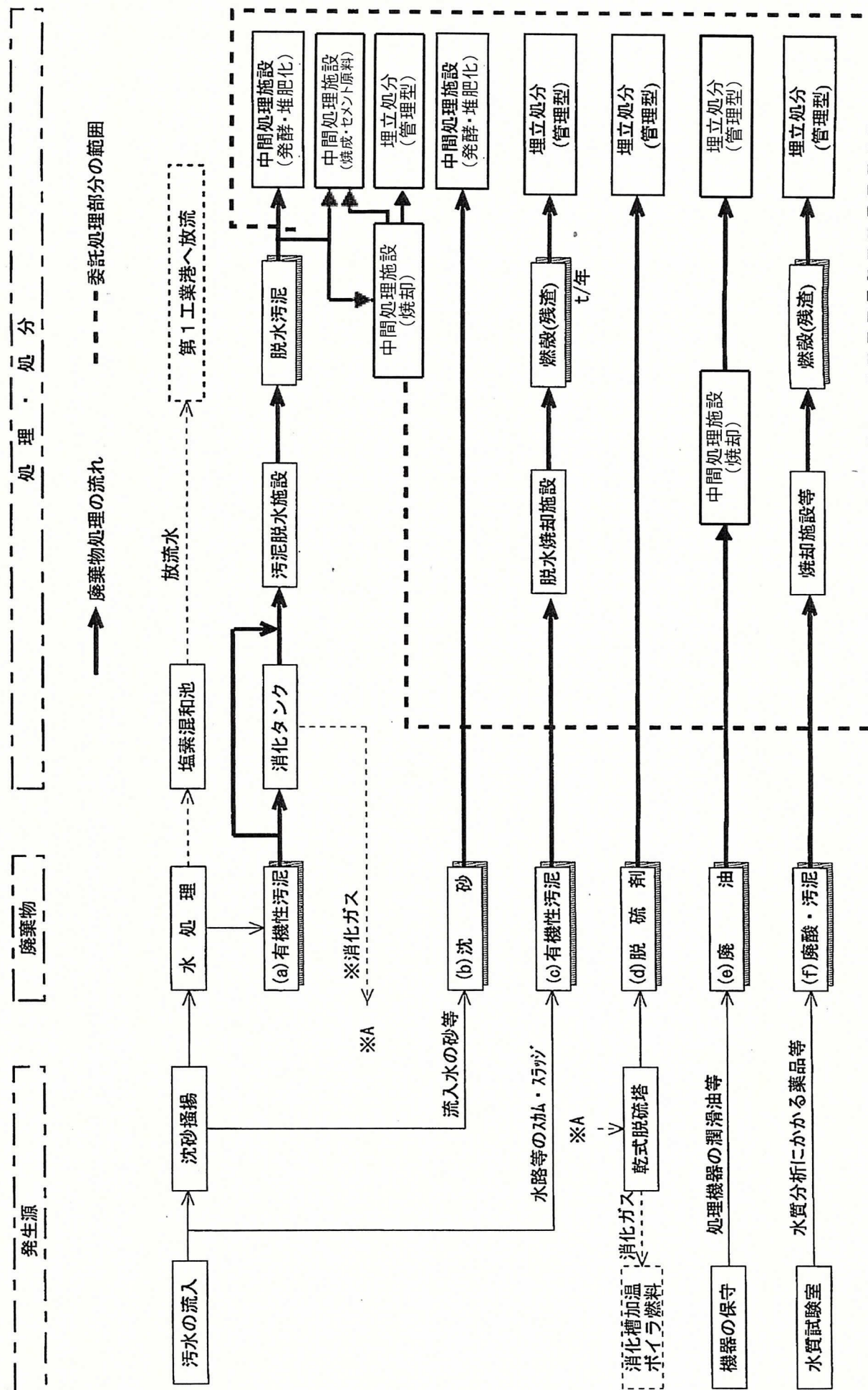
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり	—
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	—	—
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	—
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—	—
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者を選定 ・産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の視察の実施 ・可能な限り再生利用業者に処理を委託 別紙「産業廃棄物処理計画書（令和 8 年度）別紙」参照		
※事務処理欄			

(第 6 面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

東部終末処理場 廃棄物処理厂一



産業廃棄物処理計画書（令和8年度）別紙

産業廃棄物の種類		汚泥 (脱水ケーキ)		汚泥 (沈砂)		汚泥 (埋立)		汚泥 (脱硫酸)		廃油		廃プラスチック		金属くず		全種類合計	
現状および計画 に関する事項	産業廃棄物の種類	前年度実績 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	前年度実績 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	前年度実績 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	前年度実績 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	前年度実績 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	前年度実績 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	前年度実績 (令和7年度)	計画 (令和8年度)	前年度実績 (令和7年度)	計画 (令和8年度)
		排出量															
産業廃棄物の排出抑制に関する事項	自らの排出抑制に関する事項	116,493.30	114,300.00	144.32	150.00	96.52	100.00	9.29	10.00	1.83	2.00	1.43	2.00	1.15	2.00	116,747.84	114,600.00
	自らの排出抑制に関する事項	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
自らの排出抑制に関する事項	自らの排出抑制に関する事項	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	自らの排出抑制に関する事項	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
自らの排出抑制に関する事項	自らの排出抑制に関する事項	109,885.58	107,550.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	109,885.58	107,600.00
	自らの排出抑制に関する事項	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
自らの排出抑制に関する事項	自らの排出抑制に関する事項	6,607.72	6,750.00	144.32	150.00	96.52	100.00	9.29	10.00	1.83	2.00	1.43	2.00	1.15	2.00	6,862.26	7,000.00
	自らの排出抑制に関する事項	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
自らの排出抑制に関する事項	自らの排出抑制に関する事項	5,107.07	5,150.00	144.32	150.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5,251.39	5,300.00
	自らの排出抑制に関する事項	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
自らの排出抑制に関する事項	自らの排出抑制に関する事項	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	自らの排出抑制に関する事項	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(備考) 産業廃棄物の種類毎の計画数量は、原則過去2年の平均数量を採用（一部補正あり）